

恒幸園ヘルパーステーション
(指定訪問介護事業)
重要事項説明書

1. 施設の概要

- (1) 施設の名称 社会福祉法人 恒徳会 恒幸園ヘルパーステーション
(2) 施設の所在地 茨城県筑西市向川澄98番地1
電話番号 0296-57-7268
F A X 0297-57-7269
(3) 介護保険指定番号 0874100571
(4) 通常の事業実施地域 茨城県筑西市・茨城県桜川市・栃木県真岡市

2. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- (1) 管理者 1名(特別養護老人ホーム恒幸園の施設長と兼務)
職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたります。
(2) サービス提供責任者 1名(訪問介護員兼務)
サービス提供責任者は利用の申し込みに係わる調整、居宅介護支援事業者との連携、利用者の心身状況やニーズの把握を行う。また訪問介護員等に対し、具体的な援助目標や内容の指示を行うなどの技術指導を行います。
(3) 訪問介護員等 2.5名以上
訪問介護サービスの提供にあたります。

3. 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～土曜日 但し、日曜日及び12月31日～1月3日を除きます。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分までとします。

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人恒徳会が設置運営する恒幸園ヘルパーステーション(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の修了者(以下「訪問介護員」という)が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者等」という)に対し、適切な指定訪問介護(以下「介護サービス」という)を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等のサービスについては、利用料金の9割、8割または7割が介護保険から給付されます。

☆ 訪問介護はサービス種別と時間に応じて利用料金が異なります。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ 利用者ご本人に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

① 身体介護 入浴・排泄・食事等の介護を行います。

○ 入浴介助 入浴の介助または、入浴が困難な方は清拭などをします。

○ 排泄介助 排泄の介助、おむつ交換を行います。

○ 食事介助 食事の介助を行います。

② 生活援助 利用者ご本人の調理・洗濯・掃除・買物等日常生活上の世話を行います。

○ 調理 利用者ご本人の食事の用意を行います。

○ 洗濯 利用者ご本人の洗濯を行います。

○ 掃除 利用者ご本人の居室の掃除を行います。

○ 買物 利用者ご本人の日常生活に必要となる物品の買物を行います。

※預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。

◆ 給付対象サービスの利用料金(1回あたり)(契約書第9条)

それぞれのサービスについて、その内容と平常時間帯(午前8時30分～午後5時30分)での料金は下記の通りです。下記の利用表によって、サービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください。(下記サービスの利用料金は、利用者ご本人の要介護度に関係なく、サービスの種類・時間数に応じて異なります)

(単位：単位数)

身体介護	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上	1時間30分以上 (30分増すごと)
利用単位数	244	387	567	+82
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上	/	/
利用単位数	179	220		
身体・生活	20分以上	45分以上	70分以上	/
利用単位数	身体介護+65	身体介護+130	身体介護+195	
※身体介護所要時間に応じた所定単位数+生活援助所要時間に応じた所定単位数を加算します				
初回加算	200	新規に利用を開始した際に200単位加算となります。		

緊急時訪問介護加算 (要請 1 回につき)	100	居宅サービス計画のない身体介護を緊急時ご利用いただくと 100 単位加算となります。
特定事業所 加算 (Ⅱ)	10%	厚生労働大臣が定める算定要件を満たすため加算となります。
介護職員等処遇 改善加算(Ⅰ)	サービス利用 単位数×24.5%	厚生労働大臣が定める算定要件を満たすため加算となります。
生活機能向上 連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ) 100 (Ⅱ) 200	訪問リハビリテーションと連携を図り、同行または助言を受け、生活機能向上を目的とした計画に基づき訪問介護を実施した場合の算定となります。
※筑西市は地域区分が「7 級地」であるため、上記表の単位数に 10.21 円を乗じた金額になります。その金額から介護保険負担割合証に基づいて 1 割、2 割または 3 割が自己負担となります。		

■「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

■ 利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うため標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

■ 2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合には、ご契約者及び利用者ご本人の同意のうえで、通常利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

※ 2 人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へのサービスを行う場合

☆利用者ご本人に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合には、サービス利用料金の全額がご本人の負担となります。

② 通常の実施地域を越えて行う介護サービス

通常の実施地域を越えて行う介護サービスに要した訪問交通費として、下記料金をいただきます。

片道	1 km 以上 10 km 未満	440 円
	10 km 以上 1 km 増す毎に	37 円加算とする。

6. 訪問介護サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替(契約書第 7 条参照)

① ご契約者及び利用者ご本人からの交代の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他の交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出

ることができます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員の指名は出来ません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。また、訪問介護員を交替する場合にはご契約者及び利用者ご本人に対してサービスの利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項(契約書第8条参照)

① 定められた業務以外の禁止

訪問介護サービスのご利用にあたり、ご契約者及び利用者ご本人は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向に十分配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更(契約書第11条参照)

サービスの利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為(契約書第15条参照)

訪問介護員は、契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② 契約者もしくはその家族からの金銭又は高価な物品の授受③ 契約者の家族に対する訪問介護サービスの提供④ 飲酒及び契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙⑤ 契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|---|

(6) 利用料金のお支払い方法(契約書第9条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。お支払いは、原則、直接窓口へお支払い願います。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(7) 利用の中止、変更(契約書第10条参照)

(8) 利用予定日の前に、利用者ご本人の都合により、サービスの利用を中止又は変更をすることができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

(9) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をした場合、取消料と

して下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者ご本人の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担額相当額)

(10) サービス利用の変更の申し出に対して、事業所及び訪問介護員の稼働状況によりご用者様の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能な期間又は日時をご利用者にご提示して協議します。

7. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

1 あり	直近の実施年月日	
	評価機関の名称	
	評価結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし		

8. 事故発生時の対応

(1) サービス提供中に事故が発生した場合には、ご利用者のご家族、市町村及び利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故の状況や事故に際してとった処置については、記録を作成し、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。

(3) ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

9. 苦情の受付について(契約書第25条参照)

(1) 当施設のサービスに関する苦情やご相談は下記の専用窓口で受付けます。

○ 苦情解決責任者

管理者 海老原 隆行

○ 苦情受付窓口 (担当者)

サービス提供責任者 齋藤 美保

TEL 0296-57-7268

FAX 0296-57-7269

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	筑西市介護保険課	電話番号 0296-22-0528 (直通)
	桜川市高齢福祉課	電話番号 0296-73-4511 (直通)
	真岡市高齢福祉課	電話番号 0285-83-8094 (直通)
	茨城県国民健康保険団体連合会	電話番号 029-301-1565

苦情受付機関	茨城県運営適正化委員会 (社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会)	電話番号 029-305-7193 (専用)
--------	------------------------------------	------------------------

以上、訪問介護事業にあたり、重要な事項を説明致しました。

事業者 〒309-1117 茨城県筑西市向川澄98番地1
社会福祉法人 恒徳会 恒幸園ヘルパーステーション 印

説明者 所属 恒幸園ヘルパーステーション サービス提供責任者
氏名 齋藤美保 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護事業についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印
続柄